

財産分与に関する書証の提出について

盛岡家庭裁判所 人事訴訟係

一般的に、財産分与の審理に必要と考えられる書証は次のとおりです。

財産によって評価時期が異なりますので、どの時点での評価額を明らかにすべきなのかを確認の上、提出してください。また、基準時について当事者間で争いがあるような場合には、【基準時】との記載のある財産については、双方が主張する基準時の各時点での評価資料が必要となることがありますのでご注意ください。

1 不動産

- 不動産登記事項証明書【現在】
- 固定資産税評価証明書【現在】
- 査定書（固定資産税評価証明額と異なる価額を主張する場合）【現在】
- 基準日以後、売却した場合はその売却価格が分かる資料

2 預貯金

- 預貯金通帳又は取引履歴（すべての口座）【基準時】
 - ・ 表紙、表紙裏面（口座番号、支店名の記載部分）、定期、貯蓄のページを含む。
 - ・ 特有財産（固有財産）と主張するものについても提出が必要
- 取引履歴、残高証明【基準時】
 - ・ 預貯金通帳がない場合や別居時前後に「おまとめ通帳」「合計通帳」等がされている場合

3 生命保険、共済

- 保険証券（生命保険、学資保険、共済等）
- 解約返戻金の証明書【基準時】
 - ・ 解約返戻金のないものについても提出が必要
 - ・ 保険証券に記載されている見込額ではなく、個別に保険会社等に照会が必要

4 退職金

- 退職金が分かる資料【基準時】
 - ・ 仮に、別居日に退職（自己都合）したとした場合、支払われたはずの金額を明らかにする書面（勤務先作成の退職金証明書、退職金規程等）

5 自動車

- 車検証（登録事項証明書）【現在】
- 査定書等【現在】
- 基準日以後、売却した場合はその売却価格が分かる資料

6 有価証券等（株式、投資信託）

- 種類、額面等が分かる資料
- 評価額が分かる資料【現在】
- 基準日以後、売却した場合はその売却価格が分かる資料

7 負債（住宅ローン、自動車ローン、教育ローン等の婚姻生活を維持するための債務）

- 住宅ローンの償還表又は残高証明書【基準時】
- 自動車ローンの償還表又は残高証明書【基準時】
- 教育ローンの償還表又は残高証明書【基準時】

8 特有財産（固有財産）

- 特有財産（固有財産）であることを裏付ける資料
 - ・ 不動産→購入時の契約書、出損を裏付ける預貯金通帳等
 - ・ 預貯金→婚姻時の残高を示す預金通帳・原資を裏付ける資料等
 - ・ 保険→保険料の原資や支払期間を明らかにする資料等
 - ・ 相続財産→除籍謄本、遺産分割協議書等